

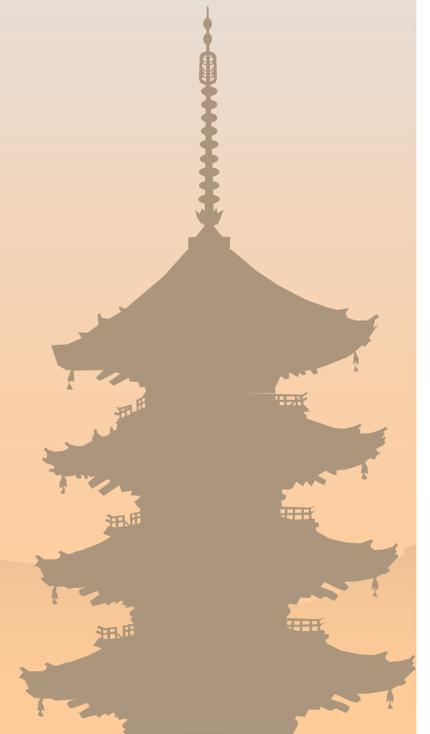
# 付置義務駐車場制度を活用した 駐車場施策について

京都市都市計画局都市計画課



# 目次

- 1 京都市駐車施設に関する基本計画等の改定
- 2 京都市駐車場条例の改正
- 3 今後の予定



# 1 京都市駐車施設に関する基本計画等の改定



# 京都市駐車施設に関する基本計画の改定

## 改定の背景

### 「歩くまち・京都」総合交通戦略の策定

- ❁ クルマを重視したまちと暮らしを、「歩く」ことを中心としたまちと暮らしに転換する。

### 環境モデル都市としての温室効果ガスの削減

- ❁ 2030年までに温室効果ガスを40%削減する。



## 駐車施設に関する基本計画の対応方針（抜粋）

駐車施設施策が安心・安全で快適な歩行空間の確保やまちの賑わい創出に寄与するため、必要な駐車需要に配慮しながら、自動車利用の制限を含めた様々な抑制策等につながる駐車施設の抑制と既存の駐車施設の有効活用を行う。

# 京都市駐車施設に関する基本計画の改定

## 施策

- 1 新たな駐車施設の整備を抑制し、自動車利用の抑制を図る
  - ❁ 都心部等の交通が集中する地区への交通手段としては、自動車利用はふさわしくないため、公共交通優先の「歩いて楽しいまち」の実現を目指し、新たな駐車施設の整備を抑制するための施策を実施し、自動車利用の抑制を図る。
- 2 既存の駐車施設を有効に活用する
  - ❁ (略)
- 3 自動車利用の抑制や既存駐車施設の有効活用を図ったうえで必要となる自動二輪車等の駐車施設を確保する
  - ❁ (略)

# 京都市駐車施設に関する基本計画の改定

## 取組（抜粋）

### 公共交通利用促進策の計画・実施に対する付置義務台数の引き下げ

- ❁ 「歩いて楽しいまち」の実現を目指すまちづくりの方針や立地条件を考慮したうえで、公共交通利用促進策の計画・実施に対し、付置義務台数の引き下げを図る。

### 付置義務制度による配置誘導

- ❁ 付置義務制度における隔地制度の緩和を図ることで、確保される駐車場の選択肢を増やし、自動車流入を抑制する地区からその周辺へ、駐車施設の適正な配置誘導を促す。

## 2 京都市駐車場条例の改正



# 京都市駐車場条例の改正

駐車需要に応じた駐車施設の適切な配置と歩くことを中心としたまちと暮らしに寄与するため、京都市駐車場条例を改正（平成23年5月1日施行）

## 改正内容

- 建築物の用途区分の細分化
- 原単位の見直し
- 公共交通利用促進策による付置義務台数の引下げ制度の創設
- 隔地制度の緩和
- 歴史的都心地区の創設及び自動車流入の抑制

# 公共交通利用促進策による 付置義務駐車台数の引下げ制度とは

- ❁ 自動車利用の抑制を図るため、建築物の来訪者に対して、公共交通機関の利用促進に資する取組を行う建築物を対象に、自動車利用者数の減少に見合った駐車台数に引き下げる制度



# 公共交通利用促進策とは

- ❁ 公共交通利用者への商品割引サービスや特典（サービスポイント等）の付与
- ❁ 公共交通利用者への運賃の補助
- ❁ 公共交通利用者への商品配送サービス
- ❁ 公共交通利用促進についての広報の実施
- ❁ 地下通路等による鉄道駅への接続
- ❁ 施設専用バスによる鉄道駅への送迎
- ❁ 従業員等への自動車通勤の禁止
- ❁ 公共交通機関の運行，接近情報等の案内システムの導入
- ❁ その他

# 公共交通利用促進策による 付置義務駐車台数の引下げの適用要件

平成23年5月1日～平成24年4月30日

- ・ 概ね、10,000㎡以上の特定用途の建築物
- ・ 歴史的都心地区及び都心部の鉄道駅※から500mの範囲内に位置する建築物

※ 京都市役所前駅，烏丸御池駅，四条駅，河原町駅及び京都駅

- ・ 引下げできる台数は，付置義務台数の2割を上限



平成24年5月1日～

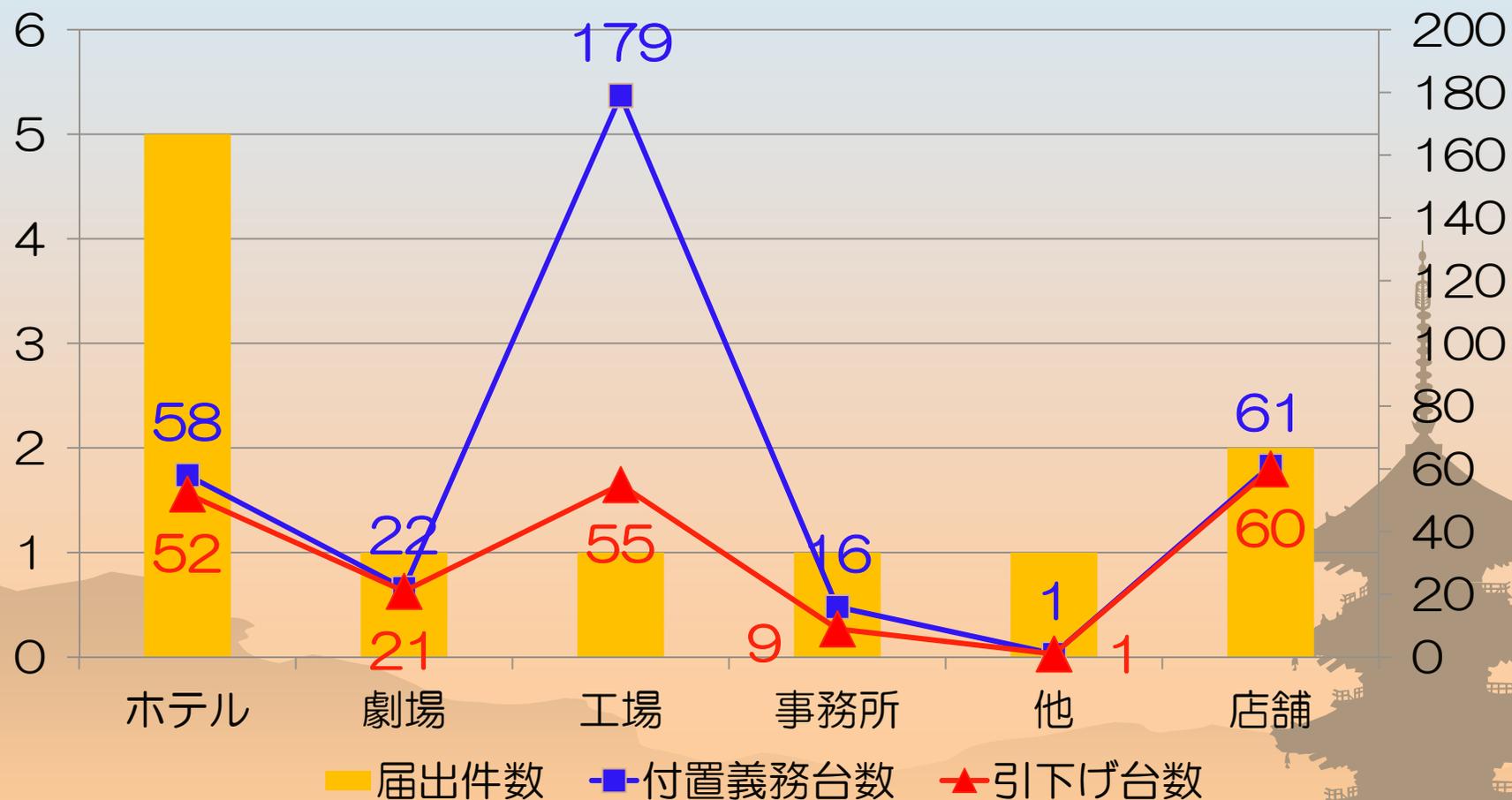
適用要件の拡大

- ・ 特定用途の建築物
- ・ 歴史的都心地区及びすべての鉄道駅から500mの範囲内に位置する建築物（工場用途の建築物は全市域に適用）
- ・ 引下げできる台数の上限を撤廃（0台に引き下げること  
も可能）

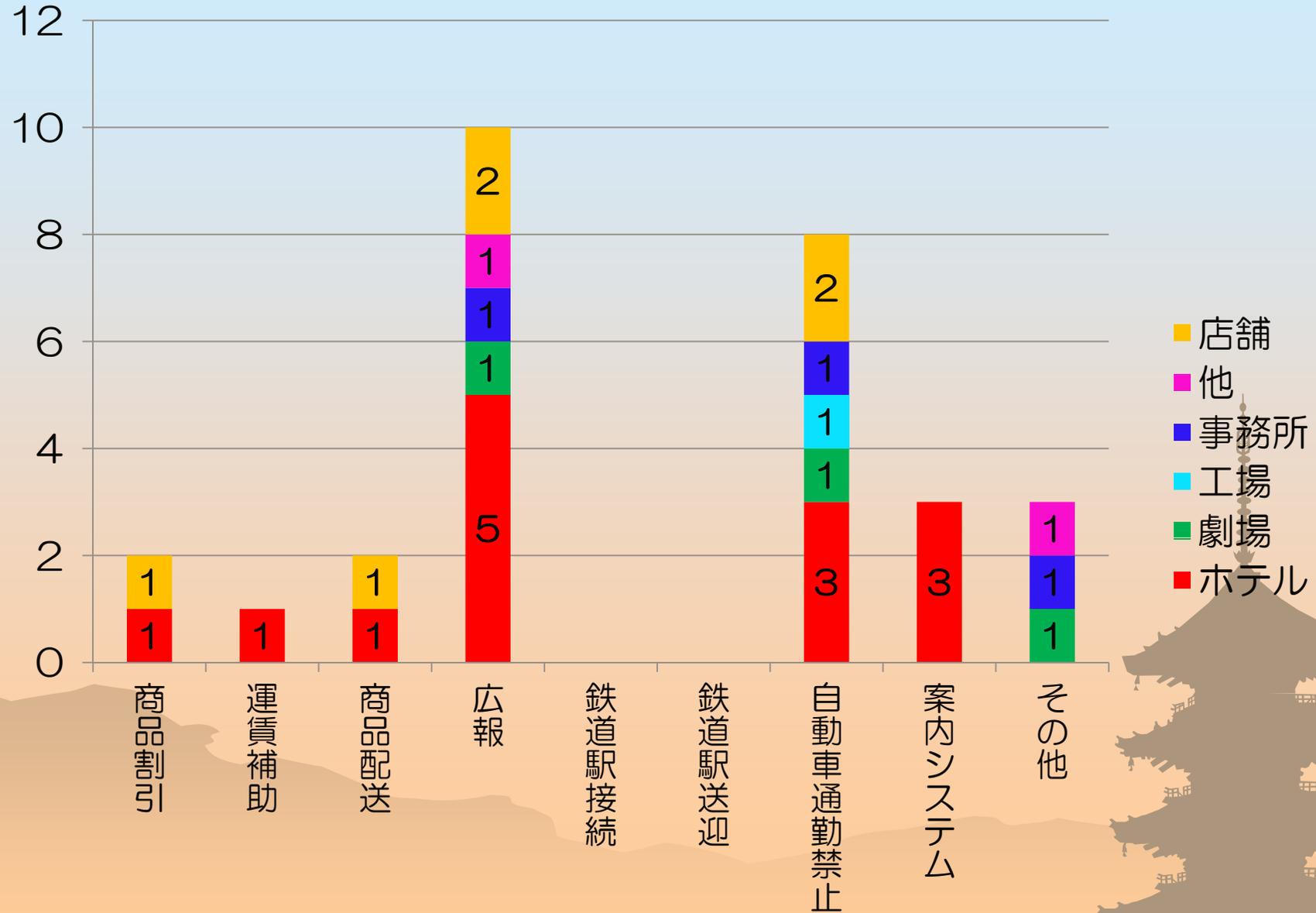
# 公共交通利用促進策による 付置義務駐車台数の引下げの実績

届出建築物数：11件

付置義務引下げ台数：198台



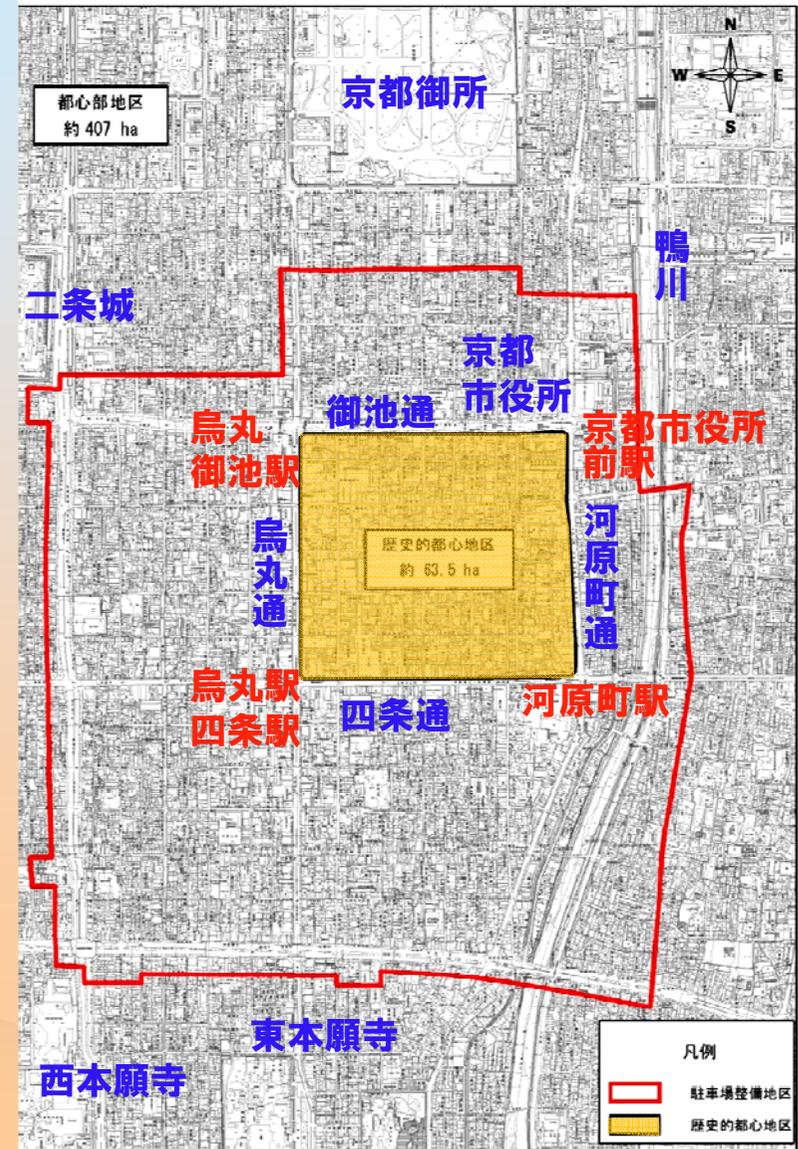
# 届出された公共交通利用促進策の取組



# 歴史的都心地区の創設 及び自動車流入の抑制とは

京都市駐車場条例において、公共交通の利便性が高い都心部地域を歴史的都心地区に定める。

京都市の努力義務として、同地区内への自動車流入の抑制に関する施策を実施することを定める。



# 歴史的都心地区の創設 及び自動車流入の抑制とは

- ①歴史的都心地区内での隔地駐車場の確保を禁止
- ②駐車場整備地区内においては、隔地駐車場の距離制限を200mから500mに拡大

歴史的都心地区内の隔地駐車場を禁止するとともに、隔地駐車場の距離制限を拡大し、隔地駐車場の選択肢を増やすことにより、地区外への駐車施設の配置を促す。

# 3 今後の予定



# 自動二輪車の付置義務制度の創設

## 制度の概要

建築物の用途：特定用途の建築物

建築物の規模

商業系用途地域：2,000m<sup>2</sup>超

周辺地区：3,000m<sup>2</sup>超

駐車施設の構造：2.3m×1.0m以上

# 自動二輪車の付置義務制度の創設

## 制度の概要

### 付置義務台数の算定式

地区又は地域	百貨店その他の店舗	その他の特定用途
商業系用途地域	$\frac{(\text{延床面積}) - 2,000\text{m}^2}{3,000\text{m}^2}$	$\frac{(\text{延床面積}) - 2,000\text{m}^2}{8,000\text{m}^2}$
周辺地区	$\frac{(\text{延床面積}) - 3,000\text{m}^2}{8,000\text{m}^2}$	

### 自動車の付置義務駐車台数の緩和

既存の付置義務駐車施設の有効活用により、自動二輪車の駐車施設を確保するため、設置する自動二輪車の駐車台数に応じて、自動車の付置義務駐車台数を緩和できるようにする。

ご静聴ありがとうございました

京都市都市計画局  
都市計画課

